

川西市立総合医療センター市民モニター会議設置要綱

(設置)

第1条 川西市立総合医療センター市民モニター会議（以下、「会議」という。）は、更なる患者サービスの向上をめざし、市民等とともに利用しやすい病院づくりを実現することを目的とする。

(役割)

第2条 会議は、川西市立総合医療センターに関する市民等からの意見及び提案等に関することについて意見交換をするものとする。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、7人程度をもって組織する。

- (1) コミュニティを代表する者
- (2) 川西市障害者団体連合会を代表する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は会議への出席を依頼した日から、その日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を選任することができる。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、年2回を目途に開催する。ただし、会長が必要と認めるとき又は半数以上の委員から要請があるときは開催することができる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会長が適当であると認めるときは、各委員は、会議に代理者を出席させることができる。
- 5 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員は、会議に出席したときは謝礼を受けることができる。

- 2 謝礼に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康医療部保健・医療政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。